

春日部市テニス協会 会員規則 関係

2. ジュニア会員準則

第1条 総則は、春日部市テニス協会一般会員規則を準用する。

第2条 会員は、所属クラブ単位で登録し、一般会員登録に準じ、氏名・電話番号・その他必要事項を届けるものとする。

登録費用は無料とする。

第3条 役員、会議、会計は一般会員規則を準用する。

付 則 本則は平成19年4月15日より実施する。

平成21年4月12日本会則の一部改定する。

平成23年4月10日本会則の一部改定する。

改定は一般会員規則に準ずる。